

会津若松市上下水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成 21 年 6 月 18 日決裁)

(平成 25 年 9 月 4 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いについては、会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成16年4月1日決裁）の例による。この場合において、同要綱の次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	市	会津若松市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）
第6条(1)	会津若松市建設工事発注基準（平成19年12月7日決裁。以下「発注基準」という。）	会津若松市上下水道局建設工事発注基準（平成19年12月28日決裁。以下「発注基準」という。）
第6条(5)	市長	管理者
第9条	会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領（平成16年3月31日決裁）	会津若松市上下水道局制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領（平成16年3月31日決裁）
	会津若松市電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）	会津若松市上下水道局電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）
第10条第1項	市	管理者
第10条第1項(3)	市長	管理者
第11条の2第1項	会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領（平成19年12月7日決裁）	会津若松市上下水道局制限付一般競争入札に係る審査要領（平成19年12月28日決裁）
第14条	市長	管理者
第15条第2項	市長	管理者
第1号様式（第10条関係）	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第2号様式（第10条関係）第1条(1)	会津若松市	会津若松市上下水道事業管理者
第4号様式（第15条関係）	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)